

29水管第503号
平成29年5月30日

水産政策審議会
会長 馬場 治 殿

農林水産大臣 山本 有二

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正について
(諮問第286号)

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第6項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

○農林水産省令第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第一項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年 月 日

農林水産大臣 山本 有二

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。
第八十二条第一項中「（昭和二十六年法律第三百十三号）」を削り、「りくぜん型いしいるか」を「りくぜんいるか型いしいるか」に、「又はおきごんどう」を「、おきごんどう、しわはいるか又はかずはごんどう」に改める。

附 則

1 この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○ 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正（概要）

1 現行制度の概要

歯鯨（まっこう鯨、とっくり鯨及びみなみとっくり鯨を除く。以下同じ。）をとることを目的とする漁業については、国際捕鯨委員会（IWC）の規制の対象外であるが、資源の適切な管理を図るため、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「指定省令」という。）第82条第1項の規定により、小型捕鯨業及び母船式捕鯨業を営む場合のほか、指定省令第82条第1項ただし書きで定める歯鯨をとることを目的とする漁業について、都道府県規則に基づく知事の許可を受けて営む場合（以下「いるか漁業」という。）に限り、認められている。

なお、いるか漁業の対象種については、漁業実態を反映して定められており、鯨種別捕獲枠については、資源量調査を基に政府が設定して関係道県に配分し、それを超えない範囲内で捕獲が行われるよう通知している。

2 改正の必要性

我が国周辺の歯鯨のうち「しわはいるか」及び「かずはごんどう」については、水産研究・教育機構の資源量調査結果では持続的な利用を行うのに十分な資源量があることが確認されており、また近年、漁業者等からもこれらの鯨種の漁獲枠の設定について要望が相次いでいる。

3 改正の内容

指定省令第82条第1項ただし書きに、新たに「しわはいるか」及び「かずはごんどう」を追加する。また、「いしいるか」の系群として規定していた「りくぜん型いしいるか」について、正式な和名にあわせ「りくぜんいるか型いしいるか」とする等の改正を行う。

4 施行期日

公布の日から30日を経過した日とする。

（参考）

○日本周辺海域における推定資源量（2014年）

しわはいるか：5,483頭

かずはごんどう：58,889頭

○推定資源量を基に算出された許容捕獲頭数

（関係道県に配分される頭数の合計はこの内数となる。）

しわはいるか：46頭

かずはごんどう：704頭

○ 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案新旧対照条文
 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（歯鯨をとる漁業の禁止）</p> <p>第八十二条 法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、南緯六十度の線以北の海域においては、歯鯨（まつこう鯨、とつくり鯨及びみなみとつくり鯨を除く。次項において同じ。）をとることを目的とする漁業（小型捕鯨業及び母船式捕鯨業を除く。）を営んではならないものとする。ただし、歯鯨（いしいるか（りくぜんいるか型いしいるかを含む。）、かまいるか、すじいるか、はんどういるか（ばんどういるか）、まだらいるか（あらりいるか）、はなごんどう、こびれごんどう（まごんどう）、おきごんどう、しわはいるか又はかすはごんどうに限る。）をとることを目的とする漁業についての法第六十五条第一項若しくは第二項又は水産資源保護法第四条第一項若しくは第二項の規定に基づく都道府県規則の規定による都道府県知事の許可を受けて営む場合は、この限りでない。</p> <p>2 4 （略）</p>	<p>（歯鯨をとる漁業の禁止）</p> <p>第八十二条 法第六十五条第一項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項の規定に基づき、南緯六十度の線以北の海域においては、歯鯨（まつこう鯨、とつくり鯨及びみなみとつくり鯨を除く。次項において同じ。）をとることを目的とする漁業（小型捕鯨業及び母船式捕鯨業を除く。）を営んではならないものとする。ただし、歯鯨（いしいるか（りくぜん型いしいるかを含む。）、かまいるか、すじいるか、はんどういるか（ばんどういるか）、まだらいるか（あらりいるか）、はなごんどう、こびれごんどう（まごんどう）又はおきごんどうに限る。）をとることを目的とする漁業についての法第六十五条第一項若しくは第二項又は水産資源保護法第四条第一項若しくは第二項の規定に基づく都道府県規則の規定による都道府県知事の許可を受けて営む場合は、この限りでない。</p> <p>2 4 （略）</p>

イルカ漁業の対象種

